

平成30年6月15日  
中部近畿産業保安監督部

### 株式会社林本建設に対する報告徴収について

中部近畿産業保安監督部は、株式会社林本建設（法人番号4080401004448）に対し、電気事業法第106条第4項に基づき報告を求めました。

1. 電気事業法（以下「法」という。）第51条第3項の規定に基づき平成29年11月6日～8日、株式会社林本建設が静岡県湖西市に所有する浜名特高太陽光発電所（出力5,250kW）の使用前安全管理審査を実施した際に、不適切な設備が認められたため、平成30年1月19日付け法第106条第4項の規定に基づく報告を指示したところ、株式会社林本建設から2月2日及び同月19日付けで報告がありました。
2. その報告において、株式会社林本建設等が保有する太陽電池発電所の法違反などの事実と意図的かつ組織的関与も認められたため、株式会社林本建設に対して、関係法令を遵守し再発防止に万全を期すよう嚴重注意をしました。また、報告のあった改善措置を確実に実施するとともに、主要事項の報告等を行うことも求めました。（※）  
※[http://www.safety-chubu.meti.go.jp/denryoku/hayasimoto\\_gennzyu-tyui.pdf](http://www.safety-chubu.meti.go.jp/denryoku/hayasimoto_gennzyu-tyui.pdf)
3. これに対して、株式会社林本建設から5月23日付けで報告がありました。が、これまでの報告には不足や不備な点があるため、以下の事項に関して報告するよう求めました。
  - 1) 平成30年2月2日付け報告の1.において、浜名特高太陽光発電所の工事計画届出書に沿った支持物の工事（架構部分に限る。）は、2月末までに完了させるとなっているが、5月23日付け報告では報告されていないので、当該工事の完了状況を報告すること。
  - 2) 平成30年2月2日付け報告の3.（2）において、浜名特高太陽光発電所構内の水路を横断する構内電線路に必要な河川占有許可については、2月末までに取得して工事を開始となっているので、当該工事の実施状況を報告すること。
  - 3) 平成30年2月2日付け報告の3.（4）において、浜名特高太陽光発電所の太陽電池モジュール及び逆変換装置の接地に関して、技術基準に適合するよう改修する措置を2月上旬まで完了させ、2月7日に電気保安法人に委託して接地抵抗測定を実施となっているので、当該措置の実施状況及び測定結果を報告すること。

- 4) 平成30年2月2日付け報告の4.(5)において、補強後の支持物の技術基準適合性を説明する構造図や強度計算書などの資料を3月末までに作成するとなっているが、5月23日付け報告で未報告の資料があるので、報告されていない当該作成資料を報告すること。
- 5) 平成30年2月19日付け報告の4.(5)において、支持物に関する写真には、篠原3①発電所、篠原3②発電所及び篠原C発電所において分散型の逆変換装置を覆う庇状の支持物も含まれているが、5月23日付け報告では当該支持物の技術基準適合性を説明する構造図や強度計算書などの作成資料が含まれていないので、報告されていない当該作成資料を報告すること。

(本件に関する問い合わせ先)

中部近畿産業保安監督部電力安全課長 長村  
担当 竹内

TEL : 052-951-2817(直通)